

扶養控除の廃止・縮小により所得税や住民税額が上がった 場合、税額を基準に算定される保育所の保育料等の分野で の自己負担を増やさないことを求める意見書

政府税制調査会のプロジェクトチームは、8月31日に、「子ども手当」、「高等学校の授業料実質無償化」の導入に伴って所得税と住民税の扶養控除が来年以降、廃止・縮小されることに伴い、税額と連動する保育所の保育料等の負担が増えないようにする提言をまとめた。

平成22年度税制改正（地方税）要望事項において、厚生労働省は子ども手当に関しては、「公課等を課し、給付を減額することは当該政策効果を減殺するものであることから、非課税等の措置を講ずる必要がある」と指摘しているところである。

また、文部科学省は「高等学校等就学支援金について、非課税とするとともに、高等学校等就学支援金の支給を受ける権利の差押を禁止することを要望する」として、その理由は、「公課を課し、支給額を減額した場合、家計における授業料の負担が生じることになるため、政策目的を達成する上で非課税等の措置を講ずることが不可欠である」としている。

扶養控除見直しで影響を受ける主な公的負担は、下記のとおりである。

- ・保育所の保育料・私立高等学校等の就学支援金
- ・小児慢性特定疾患の医療費自己負担・障害者自立支援制度の自己負担
- ・養護老人ホームの入所要件・公営住宅の家賃額
- ・母子家庭自立支援給付金の支給基準

よって、町田市議会は、中央政府に対し、扶養控除の廃止・縮小により、自己負担が増えないように適切な措置を講ずることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。